

# 令和7年度

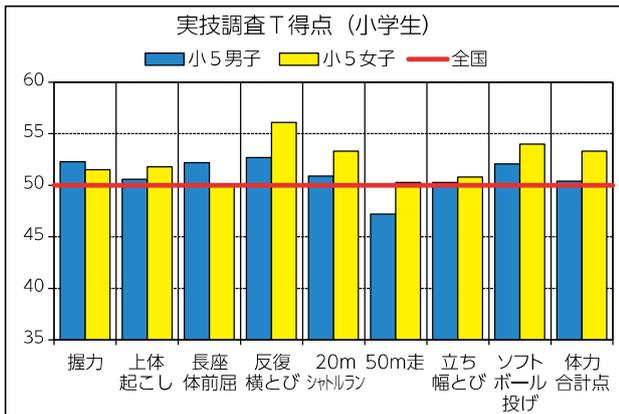
# 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」調査結果

スポーツ庁では、全国的な子どもの体力の状況を把握・分析することを目的とし、小学校5年生及び中学校2年生を対象とした『全国体力・運動能力、運動習慣等調査』を実施しています。本年度の調査期間は4月～7月で、8種目の実技調査及び質問紙調査が行われました。

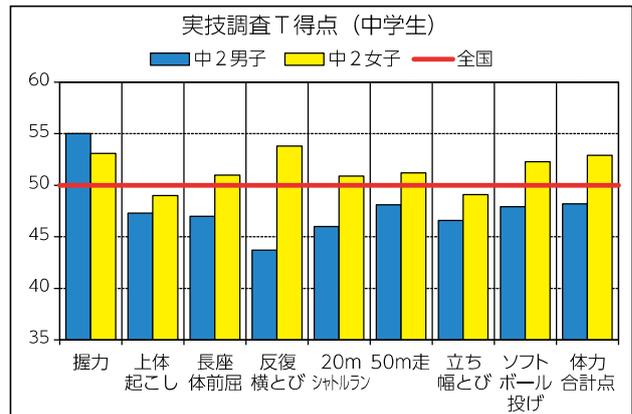
本調査により測定できるのは体力などの特定の一部分であり、学校における教育活動の一側面ではありますが、令和7年度の標茶町小学校5年生54名、中学校2年生51名の調査結果の概要をお知らせします。

## 1 結果の概要 ～ 種目別の結果

### ◇【小学生】



### ◇【中学生】

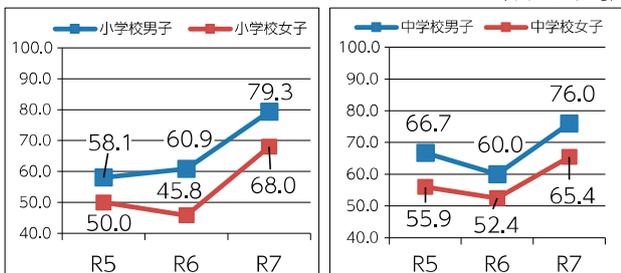


上のグラフは、全国平均を50としたときの本町の児童生徒の結果です。本年度の体力合計点は小5男女、中2女子が上回り、中2男子が若干下回る結果となりました。種目別では、小5男子は7種目、小5女子は全ての種目において全国平均を上回りました。中2男子は1種目上回り、中2女子は6種目において全国平均を上回りました。

## 2 児童生徒質問紙調査から

### ◇「体育（保健体育）の授業は楽しい」

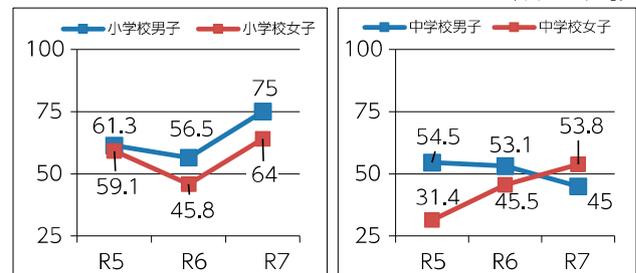
(単位は「%」)



本年度は小学校、中学校ともに「体育（保健体育）の授業が楽しい」と回答する割合が向上しました。生涯にわたって心身の健康を保持増進するため、運動やスポーツを「楽しい」「大切だ」と感じる事が重要です。さらに学校と家庭、地域が連携し、子どもたちが日常的に体を動かす機会につなげていきたいです。

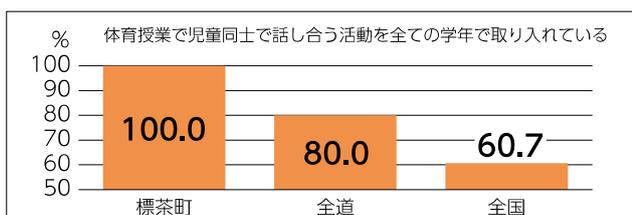
### ◇「小学校(中学校)を卒業しても自主的に運動したいか」

(単位は「%」)

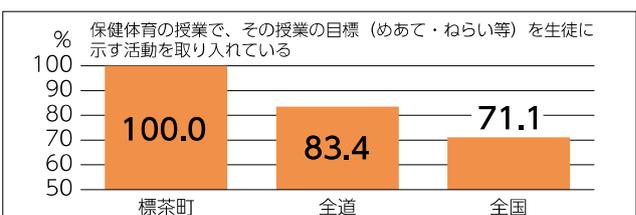


昨年度に比べ、小学校男女および中学校女子において、「自主的に運動したい」と回答する割合が向上しました。一方、中学校男子の割合が減少傾向です。今後も、運動の楽しさを味わう機会を増やすとともに、体育の授業だけではなく、自宅での手軽な運動、家族や仲間と楽しみながら体を動かす運動習慣を身に付け、進んで運動に親しむ態度を育てていきたいと考えます。

## 3 学校質問紙調査から



標茶町の全ての小学校で、体育の授業中に児童同士の話し合い活動を積極的に取り入れています。お互いの考えを尊重し合ったり、よりよい動きを考えたりすることにつながっています。



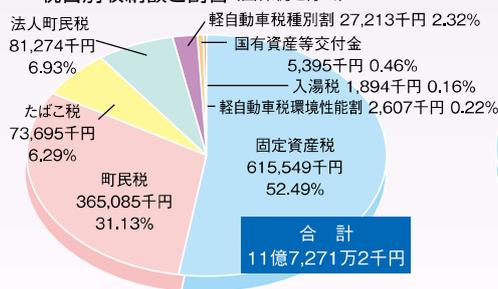
標茶町の全ての中学校で、授業目標を示し、目標達成のために効果的な運動の場を提供するとともに体力・運動能力の向上に努めています。このような取組を継続してまいります。

納税へのご協力ありがとうございます

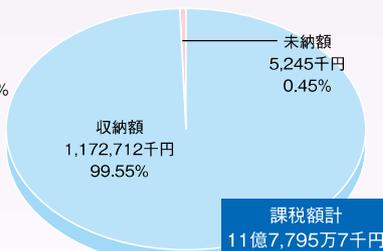
# 令和6年度 町税の納付結果をお知らせします

## 令和6年度課税分

税目別収納額と割合（国保税を除く）

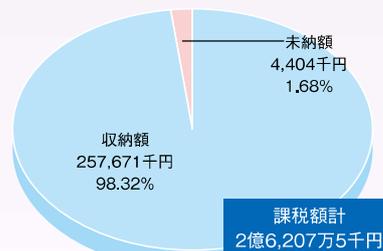


## 令和6年度課税分町税の収納額と未納額（国保税を除く）



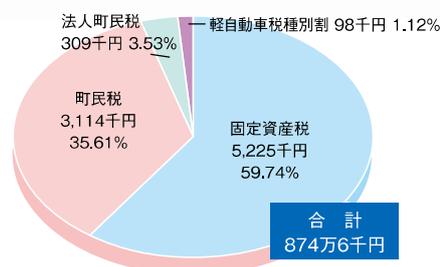
## 令和6年度課税分

国民健康保険税収納額と未納額

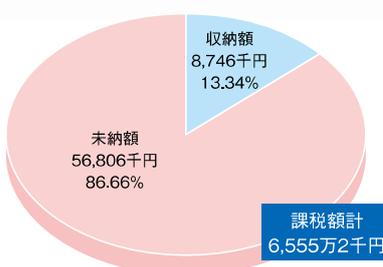


## 令和5年度までの滞納分

税目別収納額と割合（国保税を除く）

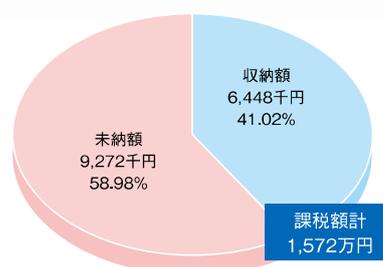


## 令和5年度までの滞納分町税の収納額と未納額（国保税を除く）



## 令和5年度までの滞納繰越分

国保税収納額と未納額



## 悪質滞納者には厳しく対応

本町では、納税者との話し合いによる滞納解消に努めています。納税相談の結果、一括で納付できない方は収入に応じた分割納付、疾病・負傷のある方は納付の猶予などが認められる場合があります。一定の収入がありながら「納付の約束を一方的に守らない」「再三にわたり納付の要請に応じない」といった悪質滞納者には、預金・給与を差し押さえるなど、厳しく対応しています。

資金力があるにも関わらず「再三の催告に応じない」「高額滞納がある」などの滞納者については、**釧路・根室広域地方税滞納整理機構**へ収納の引き継ぎを行っています。同機構では、釧路・根室管内の町村に代わって、広範囲な調査を行い、預金・給与や土地・建物などの財産を差し押さえて、公売などの処分を専門的に行います。

## お困りの方は早めの相談を

特別の事情があり納付が困難な方は、早めにご相談ください。昼間の相談が困難な方は、夜間相談窓口をご利用ください。（日程は18ページ参照）

## 全国のコンビニでも納付が可能です

「平日の昼間は忙しくて納められない」「長期間出張することになった」など、役場や町内の金融機関での納付が難しいという方はコンビニ納付をご利用ください。

## 自宅にいながら納付が可能です

地方税共同機構が提供する「地方税お支払いサイト」を利用することで、自宅にいながら、クレジットカード決済（別途手数料が必要ですが）、各種スマートフォン決済アプリで納付手続きが可能です。

また、納付書に印刷しているバーコードをスマートフォンのカメラで読み取り、電子マネーにより決済を行うこともできます。



納付の際は、**期別と納期限**をよく確認し、納付書を切り取ってお支払いください。  
期別を間違えて納付すると、督促状が発送されることがありますのでご注意ください。

◆問い合わせ／役場町民課税務係（1階⑩番窓口☎485-2111㊟155）